東京簡易裁判所
民事事件係
2.12.24 受付
第　　号

訴　　状

令和２年１２月２３日

東京簡易裁判所　御中

原告訴訟代理人
弁　護　士　　小　川　原　　優　　之

〒１６５－００２７　東京都中野区野方４－３２－８－２０２
原　　告　　山　　本　　眞　　理

〒１０４－００６１　東京都中央区銀座５丁目１５番１８号　銀座東新ビル４階
銀座東法律事務所（送達場所）
TEL 03-3545-2151　FAX 03-3545-2153
上記原告訴訟代理人
弁　護　士　　小　川　原　　優　　之

被　　告　　関　　口　　明　　彦

被　　告　　桐　　原　　尚　　之

被　　告　　山　　田　　悠　　平

損害賠償請求事件

訴訟物の価額　　１００万円

貼用印紙額　　１万円

第１　請求の趣旨

１　被告らは、原告に対し、連帯して金１００万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え

２　訴訟費用は被告らの負担とする

との判決並びに仮執行宣言を求める。

第２　請求の原因

１　当事者

（１）原告は、全国「精神病」者集団の名のもとに、１９８１年頃から、精神障害者同士の助け合いと交流の運動に参加してきた者である。

全国「精神病」者集団とは、後述するとおり精神障害者同士の集まりであり、精神障害者以外は会員になれず、会としての規約も代表も執行部もないものの、訴外故大野萌子（以下「大野」という）を中心に、精神障害者同士の助け合いと交流の運動を担ってきた集団であり、原告は、大野とともに活動してきた。

とくに原告は、全国「精神病」者集団の名簿や資金を管理し、全国「精神病」者集団ニュースの発行を担当してきた。

（２）被告らは、全国「精神病」者集団運営委員会（以下「運営委員会」という）として活動してきた者たちである。

２　全国「精神病」者集団の運動

（１）全国「精神病」者集団は、旧公式ホームページ（甲１）によれば、「『精神病』者独自の組織です。私たち全国『精神病』者集団は、１９７４年の『精神病』者全国交流会をきっかけとして結成された、全国の『精神病』者

個人、団体の連合体です。全国『精神病』者集団は、『精神病』者独自の組織として、『精神病』者の人権回復のため、そしてこれ以上『精神病』者を殺させないために活動を続けています。したがって全国『精神病』者集団の活動の中心は救援活動です。精神医療が『精神病』者自身のためというよりはむしろ『精神病』者への弾圧となっている現状の中で、『精神病』者にとってより利益になる精神科医や医療機関への紹介、『精神病』者の生活のための生活保護や障害年金の獲得への協力、また自分たちの運動が観念的にならないため、より地に着いたものとするために、一番苦しい状況下にある『精神病』者とこそ連帯しようと考え、刑事事件の被告となった『精神病』者、違法行為を行い獄中にある『精神病』者の救援を も行ってきました。」と紹介されている集まりである。

（2）また全国「精神病」者集団は、１９９１年世界精神医療ユーザー・サバイバーネットワーク（WNUSP）の発足と同時に参加してきた。アジアでは発足時に参加団体が全国「精神病」者集団だけだったために原告が理事を務めてきており、その後韓国のオーヤン・クォンが理事となり、二名体制となっている。

WNUSP は、国連において障害者の人権問題をとりあげる動きがあり、また精神障害者としても国際組織の必要性があるという意識から１９９１年に発足したが、ここでユーザーとは精神医療の利用者を指し、サバイバーとは精神医療および「精神病」といわれる体験から自らの力で生還し生き延びている者とをさしている。

国連においても WNUSP が国際精神障害者団体と認識されている。

WNUSP の活動としては、例えば２００１年カナダのバンクーバー総会において、次の決議を承認している。

「完全な情報公開に向けて」

○世界精神医療のユーザー・サバイバーのネットワークは、十分なインフォームドコンセント（十分に説明を受けた上での本人の同意）のない、強制的な精神医療での薬物使用が、国際的に増加していることに、異議がある。そ

して、

○WNUSP は、精神医療の製薬資本が、精神医療業界に対しての影響力を及ぼし支配しようとする傾向が、またもや、増長しつつあることを問題とする。

○したがって：WNUSP は、精神保健に関する世界会議を含む、精神医療の問題に関わる全ての組織および協議会などに対して、精神医療の製薬資本より受け取っている資金の総額を、全て情報公開するよう、要求する。このことを、ここに決議する。

「強制的電気ショック療法反対」

○世界精神医療ユーザー・サバイバーネットワークは、電気ショック療法の使用による人権侵害を憂慮する。そして、

○各国政府は、概して、この処置が国際的に増加しているように見えるにも関わらず、電気ショック療法に関する報告および規制を、十分に公表していない。そして、

○電気ショック療法は未だに、本人のはっきりした意思表示に反して、多くの人々に対して、強制されている。

○したがって WNUSP は、誰に対してであれ、本人の表明した意志に反して行われる電気ショック療法を、犯罪であるとする。このことを、ここに決議する。

「狂人としての誇り（マッドプライド）」

○２００１年７月、５カ国においてマッドプライドのイベント（行事）が行われ、精神医療サバイバーの社会変革活動が顕彰された。そして、

○これらの「狂人としての誇り」を示すイベント（行事）は、精神医療制度における人権侵害が世界的に広がっていることに対すて大きな関心を集めた。

○したがってＷＮＵＳＰは２００１年において「狂人として誇り」をそしてマッドプライドのイベントの意義を確認する。このことを、ここに決議する。

また WNUSP は国連障害者権利条約作成過程に積極的に参加し、その準備過程では２００２年メキシコ会議から参加しており国連で結成された「障害者の権利条約に関する国連総会アドホック委員会」にも積極的に参加してきた。

（３）国内でも日本障害フォーラム（JDF）準備会が作られ２００４年に正式結成した。全国「精神病」者集団はその準備会以来、障害者権利条約の作成と履行に向けて準備段階から JDF に参加してきた。

３　原告と被告らの対立

（１）全国「精神病」者集団は、大野を中心に、その結成のときから「刑法改正―保安処分絶対反対」と保安処分に反対する立場を表明していた。全国「精神病」者集団が保安処分に反対した理由は、精神障害を危険素因者とみなして拘禁することが精神障害者差別であると考えていたからであり、「精神衛生法」による強制入院は保安処分の先取り的な問題であると捉え、反対していた。

ところで１９８３年に起こった栃木県宇都宮市にある精神科病院報徳会宇都宮病院で、看護職員らの暴行によって、精神障害者２名が死亡した事件（いわゆる宇都宮病院事件）を機に、「精神衛生法」改正の動きがおこり、１９８８年に「精神保健法」に、１９９５年に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改められた。

全国「精神病」者集団は、精神衛生法改正に対しては、「改正」ではなく「撤廃」という立場をとり、明確に反対の立場を表明していた。

原告も同様の主張であったが、被告らは、「全国「精神病」者集団は撤廃のみを言い続け、実りがない」などと主張し、会内討論もないまま、「精神保健法」改正議論に参加していった。

そのような中で、原告と被告らの対立は様々な点で激しくなり、原告は、被告らに対し、全国「精神病」者集団を汚し踏みにじるものであるとして、運営委員会の解散を求めるに至った。

他方、被告らは、２０１６年１０月、原告とは別個に、全国「精神病」者

集団ニュースを発行するに至り、運動は混乱することとなった。

4　原告と被告らとの「確認書」締結

（1）こうした事態を迎え２０１８年３月に全国「精神病」者集団の分裂を案じる方たちの声もあり、原告と被告らは、弁護士をコーディネーターとして話し合い、全国「精神病」者集団の分裂と２つの団体での再出発について同意し、同年６頃までに、原告と被告らは、下記の条項を含む「確認書」（以下「本件確認書」という。甲２）に署名押印し、取り交わした。

①　原告は、被告らが運営委員会の構成員となっている集団（以下、甲集団）には加わらず、別の集団（以下、乙集団）として活動する（確認書１項）。

②　甲集団及び乙集団は、いずれも２０１８年５月１日以降、全国「精神病」者集団の名称を自己の集団を称する名称として用いない（確認書２項）。

（2）被告らは、原告に対し、本件確認書締結により、全国「精神病」者集団の名称を自己の集団を称する名称として用いない義務（以下「名称不使用義務」という）を負っている。

5　被告らの名称不使用義務違反

（1）そこで原告は、本件確認書を守り、全国「精神病」者集団の公式ホームページを閉鎖し（甲３）、また２０１９年４月の会員交流集会で、新組織の名称を「精神障害者権利主張センター・絆」と決め、この名称でニュースを発行する（甲４）などの活動を行ってきた。

（2）ところが被告らは、原告が出した２０１８年４月の最後の全国「精神病」者集団名のニュースの表題が、「全国『精神病』者集団分裂」となっていたことについて（絆ニュースに転載。甲４）、本件確認書に違反しているなどと主張し、２０１８年５月以降も、全国「精神病」者集団を名乗り続けており（甲５）、名称不使用義務に違反した行為をとり続けている。

（３）名称不使用義務は不可分債務であり（民法４３０条）、被告らのこの名称不使用義務に違反した行為について、被告らは債務不履行として、連帯して損害賠償義務を負う（同４１５条、同４３６条）。

また被告らのこの名称不使用義務に違反した行為は、共同の不法行為によって他人に損害を加えた共同不法行為（同７０９条、同７１０条、同７１９条）であり、被告らは、連帯して損害賠償義務を負う。

なお、原告は、この債務不履行と不法行為を選択的併合として申し立てる。

6　原告の損害

被告らの前述した名称不使用義務に違反した行為により、それまでの原告の全国「精神病」者集団の名による活動には大きな混乱がもたらされ、また世界精神医療ユーザー・サバイバーネットワーク（WNUSP）や日本障害フォーラム（JDF）での活動にも多大の被害を受けている。

原告は、被告らの名称不使用義務に違反した行為により、多大の精神的苦痛を強いられているのであり、原告の受けた精神的苦痛に対する慰謝料は、少なくとも１００万円を下回ることはない。

7　調停の不調

原告は、被告らとの話し合いを求め、２０２０年3月１８日、御庁に調停を申し立てたが（令和２年（ノ）第５００５６号名称使用禁止請求調停事件）、被告らは出頭せず、不調となった。

8　よって原告は、被告らに対し、債務不履行もしくは不法行為（選択的併合）に基づき、連帯して金１００万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年５分の割合による金員の支払いを求める。

以上

添　付　書　類

1　甲第１号証　全国「精神病」者集団　旧公式ホームページ

2　甲第２号証　確認書

3　甲第３号証　全国「精神病」者集団　旧公式ホームページ　バックアップ

4　甲第４号証　精神障害者権利主張センター・絆ニュース

5　甲第５号証　相手方らの作成している全国「精神病」者集団名のホームページ

付　属　書　類

1	訴状副本	３通
2	甲号証写し	各３通
3	訴訟委任状	１通

写

訴訟委任状

令和 2 年 12 月 7 日

住　所　東京都中野区野方4-32-8-202

委任者　山本眞理

私は、弁護士　小川原　優　之

住　所　東京都中央区銀座５丁目１５番１８号
銀座東新ビル４階　〒１０４－００６１
銀　座　東　法　律　事　務　所
電　話　０３－３５４５－２１５１番(大代)
ＦＡＸ　０３－３５４５－２１５３番(大代)

に、下記事件に関する各事項を委任します。

記

第１　事　件

１　相　手　方　　関　口　明　彦　外２名

２　裁　判　所　　東京簡易裁判所

３　事　　件　　損害賠償請求事件

東京簡易裁判所
民事事件係
2.12.24 受付
第　　号

第２　委任事項

１　上記事件の訴訟行為、訴えの取下げ、和解、請求の放棄、請求の認諾、調停、控訴・上告・上告受理の申立て・抗告及びそれらの取下げ、反訴の提起、弁済金物の受領、保管金納入及び受領、復代理人選任、管轄の合意

２　担保保証の供託、同取消し決定の申立て、同取消しに対する同意、同取消し決定に対する抗告権の放棄、権利行使催告の申立て

３　供託書還付請求、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領

４　債権届出、債権者集会及び債権調査期日への出席、議決権行使ほか債権者としての権利行使

５　民事訴訟法第３６０条（同法第３６７条２項、第３７８条２項による準用の場合を含む）による異議の取下げ及びその同意、民事訴訟法第４８条（同法第５０条３項、第５１条による準用の場合を含む）による脱退

受付票

受付日　令和2年12月24日

【事件番号】

令和　2　年　(ハ)　イ，サ　第　44331　号（民事第　5　室　8　係）

ハレ，ハソ　第　　号（民事第　室　係）

※　事件は，上記の事件番号にて進行します。今後のお問い合わせは，
下記担当室までお願いします。

民事訟廷事件係

連絡先（問い合わせ等）

担当室	電話番号（ダイヤルイン）	ファックス番号
民事第１室１・９係	03-3581-5239	03-3581-5409
民事第１室２・７係	03-3581-5238	
民事第１室３・４係	03-3581-5237	
民事第１室５・８係	03-3581-5240	
民事第２室１・２・８係	03-3581-5243	03-3580-2661
民事第２室３・４係	03-3581-5244	
民事第２室５・６係	03-3581-5245	
民事第２室７係	03-3581-5242	
民事第３室１・２係	03-3581-5247	03-3580-2662
民事第３室３・６係	03-3581-5249	
民事第３室４・５係	03-3581-5248	
民事第３室７・８係	03-3581-5246	
民事第４室１・２係	03-3581-5278	03-3581-5497
民事第４室３・４係	03-3581-5279	
民事第４室５・７係	03-3581-5280	
民事第４室８・９係	03-3581-5277	
民事第５室１・２係	03-3581-5282	03-3580-2663
民事第５室３・４係	03-3581-5283	
民事第５室５・６係	03-3581-5284	
民事第５室７・８係	03-3581-5281	(担)原
民事第８室（意思表示公示送達）	03-3581-5250	03-3502-8384
民事第８室（即決和解）	03-3581-5259	
民事第９室（少額訴訟）	03-3581-5363	03-3580-5163
民事第１０室	03-3581-7650	03-3580-7953

〒100-8971　東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

東京簡易裁判所

※裁判所では，JIS２００４規格の字形を使用しています。